

◎ 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第三十八条第四項の政令で定める割合） 第一条の五 法第三十八条第四項の政令で定める割合は、<u>百分の六</u> ・<u>〇〇</u>とする。</p> <p>（法第三十八条第五項の政令で定める割合） 第一条の六 法第三十八条第五項の政令で定める割合は、<u>百分の八</u> ・<u>〇三</u>とする。</p>	<p>（法第三十八条第四項の政令で定める割合） 第一条の五 法第三十八条第四項の政令で定める割合は、<u>百分の三</u> ・<u>〇一</u>とする。</p> <p>（法第三十八条第五項の政令で定める割合） 第一条の六 法第三十八条第五項の政令で定める割合は、<u>百分の四</u> ・<u>五五</u>とする。</p>